

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5530176号  
(P5530176)

(45) 発行日 平成26年6月25日(2014.6.25)

(24) 登録日 平成26年4月25日(2014.4.25)

(51) Int. Cl. F I  
**B 6 5 D 77/04 (2006.01)** B 6 5 D 77/04 C  
**A 6 1 F 5/44 (2006.01)** A 6 1 F 5/44 H

請求項の数 4 (全 16 頁)

(21) 出願番号	特願2009-297242 (P2009-297242)	(73) 特許権者	000000918
(22) 出願日	平成21年12月28日 (2009.12.28)		花王株式会社
(65) 公開番号	特開2011-136724 (P2011-136724A)		東京都中央区日本橋茅場町1丁目14番1
(43) 公開日	平成23年7月14日 (2011.7.14)		〇号
審査請求日	平成24年9月12日 (2012.9.12)	(74) 代理人	100076532
			弁理士 羽鳥 修
		(74) 代理人	100101292
			弁理士 松嶋 善之
		(74) 代理人	100112818
			弁理士 岩本 昭久
		(72) 発明者	根本 研
			栃木県芳賀郡市貝町赤羽2606 花王株 株式会社研究所内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 吸収性物品の包装構造体

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

吸収性物品の個別包装体をパッケージに収容してなる吸収性物品の包装構造体であって、

前記個別包装体は、前記吸収性物品を、該吸収性物品を包む包装シートと共に折り畳むことにより形成され、該個別包装体の外面に、使用者が選択可能な図柄を有しており、前記パッケージは、その外面に、使用者が認識可能な表示と、その内部を視認可能な透明な第1窓部とを有しており、前記包装構造体は、前記パッケージの透明な前記第1窓部を通して、前記個別包装体の前記図柄が視認できるように、前記個別包装体を前記パッケージに収容して形成されており、前記パッケージの前記表示と、前記個別包装体の前記図柄とが関連性を有しており、

10

前記個別包装体は、前記吸収性物品と前記包装シートとを共に、該吸収性物品の長手方向に三つ折り又は四つ折りに折り畳むことにより形成され、折り畳むことにより遮蔽された位置に、使用者が認識可能なメッセージを有しており、

前記メッセージは前記個別包装体の前記図柄の数と同じ個数であり、各該メッセージは各該図柄と重なる位置に形成されている吸収性物品の包装構造体。

【請求項 2】

前記パッケージは、その外面に、使用者が認識可能な情報を更に有しており、該情報と、前記個別包装体の前記メッセージとは関連性を有している請求項1に記載の吸収性物品の包装構造体。

20

## 【請求項 3】

前記パッケージは、透明な前記第 1 窓部の近傍に、開封要素を有しており、  
該開封要素から前記包装構造体が開封されて、前記個別包装体を取り出される請求項 1  
又は 2 に記載の吸収性物品の包装構造体。

## 【請求項 4】

前記パッケージは、その内部を視認可能な透明な第 2 窓部を更に有しており、  
前記個別包装体は、複数個からなり、  
前記包装構造体は、複数個の前記個別包装体を、該個別包装体の前記図柄が同じ方向に  
向くように重ね合わせて前記パッケージに収容して、形成されており、前記パッケージの  
透明な前記第 2 窓部を通して、前記個別包装体の残数が認識可能な請求項 1 ~ 3 の何れか  
1 項に記載の吸収性物品の包装構造体。

10

## 【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

本発明は、吸収性物品の包装構造体、特に吸収性物品の個別包装体が吸収性物品の包装  
構造体の外部から認識可能な吸収性物品の包装構造体に関する。

## 【背景技術】

## 【0002】

従来、生理用ナプキン、パンティライナー（おりものシート）等の吸収性物品は、包装  
シートと共に折り畳まれて、個別包装体（個装）とされ、複数の吸収性物品の個別包装体  
をパッケージに収容して吸収性物品の包装構造体として市販等されている。

20

特許文献 1 には、個別包装体が、吸収性物品の包装構造体の窓から直接認識されるよう  
にパッケージに収容されており、個別包装体の外面に印刷された第 1 図形と包装構造体の  
外面に印刷された第 2 図形とが、共通の視覚効果を有する、包装された吸収性製品が記載  
されている。

## 【先行技術文献】

## 【特許文献】

## 【0003】

【特許文献 1】特表 2008 - 528398 号公報

## 【発明の概要】

30

## 【発明が解決しようとする課題】

## 【0004】

特許文献 1 に記載の包装構造体は、審美的デザインを有しているので、消費者の憂鬱な  
気分を低減することができる。しかしながら、特許文献 1 には、個別包装体の外面に、使  
用者が選択可能な図柄を有することについて何ら記載されていない。また、特許文献 1 に  
記載の包装構造体は、個別包装の外面が視認できる窓を有しており、該窓に個別包装体の  
第 1 図形と共通な柄の第 2 図形を施しているため、窓を通して収容された個別包装が見え  
難い。

## 【0005】

従って、本発明の課題は、収容された個別包装に施された情報がパッケージの窓を通し  
て見え易く、見る者に感情的な効果を与え、吸収性物品使用前の憂鬱な気分を更に軽減さ  
せることのできる吸収性物品の個別包装体を提供することにある。

40

## 【課題を解決するための手段】

## 【0006】

本発明は、吸収性物品の個別包装体をパッケージに収容してなる吸収性物品の包装構造  
体であって、前記個別包装体は、前記吸収性物品を、該吸収性物品を包む包装シートと共  
に折り畳むことにより形成され、該個別包装体の外面に、使用者が選択可能な図柄を有し  
ており、前記パッケージは、その外面に、使用者が認識可能な表示と、その内部を視認可  
能な透明な第 1 窓部とを有しており、前記包装構造体は、前記パッケージの透明な前記第  
1 窓部を通して、前記個別包装体の前記図柄が視認できるように、前記個別包装体を前記

50

パッケージに収容して形成されており、前記パッケージの前記表示と、前記個別包装体の前記図柄とが関連性を有している吸収性物品の包装構造体を提供するものである。

【発明の効果】

【0007】

本発明の吸収性物品の包装構造体によれば、収容された個別包装に施された図柄がパッケージの窓を通して見え易く、パッケージの表示と、個別包装体の図柄とが関連性を有しているので、見る者に嗜好性による感情的な効果を与え、吸収性物品使用前の憂鬱な気分を更に軽減することができる。

【図面の簡単な説明】

【0008】

【図1】図1は、本発明の第1実施形態としての生理用ナプキンの包装構造体を示す斜視図である。

【図2】図2は、図1に示す包装構造体の正面図である。

【図3】図3は、図1に示す包装構造体を形成する生理用ナプキンの個別包装体を示す斜視図である。

【図4】図4は、図3に示す個別包装体の一部を開いた状態を示す斜視図である。

【図5】図5は、図1に示す個別包装体の構成及び製造手順を説明するための展開図である。

【図6】図6は、図5の展開図を裏面側から見た部分破断展開図である。

【図7】図7は、図3に示す個別包装体における生理用ナプキンを、表面シート側から見た平面図である。

【図8】図8は、図3に示す個別包装体における生理用ナプキンを、裏面シート側から見た平面図である。

【図9】図9は、本発明の第2実施形態としての生理用ナプキンの包装構造体の背面図である。

【発明を実施するための形態】

【0009】

以下本発明を、その好ましい実施形態に基づき図面を参照して説明する。

本発明の一実施形態の包装構造体は、図1，図2に示すように、吸収性物品の一例である生理用ナプキン1の個別包装体10をパッケージ11に収容してなる吸収性物品（生理用ナプキン）の包装構造体100である。

【0010】

個別包装体10は、図3，図4に示すように、生理用ナプキン1を、生理用ナプキン1を包む包装シート9と共に折り畳むことにより形成され、個別包装体10の外面10aに、使用者が選択可能な図柄12を有している。第1実施形態における個別包装体10は、図5，図6に示すように、生理用ナプキン1と包装シート9とを共に、生理用ナプキン1の長手方向に三つ折りに折り畳むことにより形成されている。

尚、生理用ナプキン1の長手方向とは、図5中のY方向のことであり、Y方向に直交する生理用ナプキン1の幅方向を、図5中のX方向として以下説明する。生理用ナプキン1を折り畳んで形成された個別包装体10の長手方向及び幅方向は、生理用ナプキン1の長手方向及び幅方向と逆転しており、個別包装体10の長手方向を、図3中のX方向、個別包装体10の幅方向を、図3中のY方向として以下説明する。

【0011】

生理用ナプキン1は、図7，図8に示すように、肌当接面を構成する表面シート2、非肌当接面を構成する裏面シート3及びこれら両シート2，3間に介在された液保持性の吸収体4を具備し、実質的にY方向に縦長の形状を有している。表面シート2は、液透過性の中央シート2a及びY方向の左右両側に一部を重ねた状態で接合された撥水性の側部シート2b，2bからなる。

【0012】

ナプキン1は、図7，図8に示すように、Y方向に縦長に形成された本体5と、該本体

10

20

30

40

50

5の長手方向(Y方向)の左右両側縁からX方向の外方に延出する一対のウイング部6, 6を具備している。ウイング部6は、使用者の液排泄部に対向配置される液排泄部対向部Aの左右両側に形成されている。ウイング部6は、吸収体4のY方向の両側縁からX方向に延出した表面シート2及び裏面シート3により形成されている。

【0013】

ウイング部6は、図7, 図8に示すように、裏面シート3側の面に、接着剤の塗工により形成されたウイング部接着部61を有している。ウイング部6は、ナプキン1をショーツ等の下着に固定する際に、裏面シート3側に折り曲げられ、ウイング部接着部61を介して該下着の非肌対向面に接着固定されるものである。本体5は、図7, 図8に示すように、裏面シート3側の面に、接着剤の塗工により形成された矩形状の本体接着部51を有している。

10

【0014】

第1実施形態の個別包装体10は、例えば、下記のようにして得られる。

先ず、図5, 図6に示すように、生理用ナプキン1を、生理用ナプキン1より広く、Y方向に長い長方形の包装シート9上に載置する。

生理用ナプキン1を、包装シート9上に載置する前には、予め、図6に示すように、生理用ナプキン1の本体接着部51を、第1剥離シート7によって被覆しておくと共に、第1剥離シート7及び/又は包装シート9の相対向面に接着剤71を塗工しておく。それにより、生理用ナプキン1を包装シート9上に載置し、必要に応じて加圧等を行うことにより、第1剥離シート7が接着剤71を介して包装シート9に固定される。図6には、第1剥離シート7が、接着剤71を介して包装シート9に固定された固定部72~74を示している。なお、第1剥離シート7で本体接着部51を被覆した後に、第1剥離シート7を接着剤71を介して包装シート9に固定するのに代えて、包装シート9に固定した後の第1剥離シート7で、本体接着部51を被覆するようにしても良い。

20

【0015】

また、ウイング部6, 6は、図5に示すように、本体5の長手方向(Y方向)の両側縁に沿って本体5の表面シート2側(肌当接面側)に折り曲げると共に、その状態のウイング部のウイング部接着部61, 61を一枚の第2剥離シート8によって被覆しておく。第2剥離シート8は、図5に示すように、生理用ナプキン1の長手方向(Y方向)において、その一部が少なくともウイング部接着部61より長手方向(Y方向)の前方に延出するように配置されていることが好ましく、図5に示す第1実施形態のように、第2剥離シート8の一部がウイング部6よりも長手方向(Y方向)の前方に延出するように配置されていることが更に好ましい。

30

【0016】

そして、生理用ナプキン1を包装シート9上に載置した状態において、生理用ナプキン1の長手方向(Y方向)の後方側の領域Rを、Br線を折り軸として、包装シート9と共に表面シート2側に折り曲げる。即ち、生理用ナプキン1の長手方向(Y方向)の後端1bから所定長さの図5中Rで示す領域を、表面シート2側が谷側となるように前方に向かって折り曲げ、当該領域Rを、当該領域Rよりも長手方向(Y方向)の前方に位置する図中Mで示す領域上に重ねる。これが三つ折りする際の第1回目の折り曲げである。

40

【0017】

次いで、生理用ナプキン1の長手方向(Y方向)の前方側の領域Fを、Bf線を折り軸として、包装シート9と共に表面シート2側に折り曲げる。即ち、ナプキン1の長手方向(Y方向)の前端1aから所定長さの図5中Fで示す領域を、表面シート2側が谷側となるように後方に向かって折り曲げ、図5中Mで示す領域に重ねた図5中Rで示す領域上に重ねる。これが三つ折りする際の第2回目の折り曲げである。

この第2回目の折り曲げの前には、図5に示すように、第2剥離シート8のナプキン前端1a寄りの部分に接着剤81を塗工しておくことが好ましい。接着剤81の塗工により、ナプキン1の前方側Fを折り曲げ、必要に応じて加圧等を行うことにより、第2剥離シート8の折り返された部分82が、図5に示すように、接着剤81を介して、後方側の領

50

域 R における包装シート 9 の外面に固定される。図 4 には、第 2 剥離シート 8 が、接着剤 8 1 を介して包装シート 9 の外面に固定された固定部 8 3 を示している。

このように第 1 回目及び第 2 回目の折り曲げを行うことにより、生理用ナプキン 1 は、包装シート 9 と共に Y 方向に 3 つ折りされた状態となる。

#### 【 0 0 1 8 】

そして、その折り畳まれた状態の生理用ナプキン 1 の両側縁から X 方向外方に延出する包装シート 9 の両側部をヒートエンボス加工等の公知の接合方法により接合して側方封止部 1 0 b を形成すると共に、包装シート 9 の開封開始端 1 0 c を公知のタブテープ 1 4 で所定箇所に着着することにより、図 3 に示すナプキン 1 の個別包装体 1 0 が得られる。

#### 【 0 0 1 9 】

個別包装体 1 0 は、その外面 1 0 a に、使用者が選択可能な図柄 1 2 を有している。個別包装体 1 0 の図柄 1 2 と後述するパッケージ 1 1 の表示 1 1 1 とは、関連性を有している。詳述すると、図柄 1 2 としては、複数個の図形（イラスト）、複数個の色彩違いの図形、複数個の文字等が挙げられ、例えば、図形（イラスト）としては、ハート型、星型、花型、キャラクター等が挙げられる。第 1 実施形態においては、図 3 に示すように、ハート型のイラスト図形が用いられている。図柄 1 2 の数としては、3 個～5 個であることが好ましく、第 1 実施形態においては、図 3 に示すように、ハート型のイラスト図形が 4 個、個別包装体 1 0 の外面 1 0 a を形成する包装シート 9 の外表面に、開封開始端 1 0 c に沿って X 方向に略等間隔を空けて並置されている。

#### 【 0 0 2 0 】

また、第 1 実施形態の個別包装体 1 0 は、図 4 に示すように、上述のように三つ折りに折り畳むことにより遮蔽された位置に、使用者が認識可能なメッセージ 1 3 を更に有している。メッセージ 1 3 は、個別包装体 1 0 の図柄 1 2 の数と同じ個数であり、第 1 実施形態においては、図 4 に示すように、図柄 1 2 の数が 4 個であるため、メッセージ 1 3 の数も 4 個配されている。メッセージ 1 3 としては、複数個の文字情報、複数個の図形（イラスト）、複数個の色彩違いの図形等が挙げられ、例えば、文字情報としては、憂鬱になりがちな生理期間中もぐっすり寝られるアドバイスや、もっとハッピーな気分になるアドバイスや、占い等の情報が挙げられ、図形（イラスト）としては、上述した図柄 1 2 と同じでないキャラクターやアルファベット文字、星座を示す象徴記号等が挙げられ、第 1 実施形態においては、図 4 に示すように、アルファベット文字の A, C, E, Z が用いられている。

#### 【 0 0 2 1 】

各メッセージ 1 3 は、図 4 に示すように、各図柄 1 2 と重なる位置に形成されている。詳述すると、第 1 実施形態においては、図 4 に示すように、4 個のメッセージ 1 3 それぞれが、4 個の図柄 1 2 それぞれと 1 対 1 で重なる位置に配されており、4 個のメッセージ 1 3 が、三つ折りする際の第 2 回目の折り曲げにより重ねられて遮蔽される、後方側の領域 R における包装シート 9 の外表面に、X 方向に略等間隔を空けて並置されている。

#### 【 0 0 2 2 】

メッセージ 1 3 は、使用者が生理用ナプキン 1 の個別包装体 1 0 を開封する前は、生理用ナプキン 1 の後方側の部分 R 及びその部分 R における包装シート 9 により遮蔽されており、認識し難いが、個別包装体 1 0 の開封後、生理用ナプキン 1 の前方側の部分 F 及びその部分 F における包装シート 9 を開くことにより認識される。各メッセージ 1 3 は、各図柄 1 2 と重なる位置に配されているので、使用者が選択した図柄 1 2 に相当する位置のメッセージ 1 3 に目が向き易い。各図柄 1 2 は、各メッセージ 1 3 を遮蔽する観点及び使用者が認識し易い観点から、その面積が、 $2 \sim 10 \text{ cm}^2$ であることが好ましく、各メッセージ 1 3 は、使用者が認識し易い観点から、その面積が、 $3 \sim 12 \text{ cm}^2$ であることが好ましい。前記メッセージが文字で形成されている場合には、同様に使用者が認識し易い観点から、その一つの文字の大きさが  $0.1 \sim 9 \text{ cm}^2$ であることが好ましい。

#### 【 0 0 2 3 】

第 1 実施形態の個別包装体 1 0 においては、図 5 に示すように、ウイング部接着部 6 1

10

20

30

40

50

を被覆する第2剥離シート8の一部である、折り返された部分82が、接着剤81を介して、メッセージ13が設けられている、生理用ナプキン1の後方側の部分Rにおける包装シート9の外面に固定されている。そのため、第2剥離シート8を包装シート9の内面に固定した場合とは異なり、包装シート9をナプキン1の後端1bから延出させる必要がない。従って、包装シート9のナプキン後端1bから延出する部分が、前方折り軸Bf又はその近傍に達して折り曲げられることに起因する包装シート9のシワやヨレを防止することができ、これにより、後方側の部分Rにおける包装シート9の外面に設けられたメッセージ13が視認され易くなされている。

【0024】

また、第2剥離シート8は、第1剥離シート7(図5, 図6参照)よりもX方向の長さが長くされることがあるが、この第2剥離シート8を第2剥離シート8よりX方向の長さの長い包装シート9の外面に固定することで、製造工程で固定が安定し、容易かつ安定したナプキン1の取出しが行える個別包装体10とすることができる。尚、第2剥離シート8の一部を包装シート9に固定することにより、生理用ナプキン1を取り出す際に第2剥離シート8を床に落としてしまうことを防止したり、第2剥離シート8を包装シート9とは別に処理する煩わしさをなくしたりすることができる。

【0025】

図4に示すように、第2剥離シート8の一部を折り返して折り返された部分82を形成する場合、折り返された部分82とメッセージ13とが重ならないように設けられることが、表示の視認性及び第2剥離シート8と包装シート9との接合安定性の点から好ましい。具体的には、メッセージ13は、折り返された部分82の折り返し側の端縁から2mm以上離間した位置に設けられることが好ましい。また、包装シート9を折り返して折り返された部分82を形成する折り返し長さL8(図5参照)は、4~15mmが好ましい。尚、第2剥離シート8(折り返された部分82)が透明性の高い材料で形成されている場合には、メッセージ13は、その透明性の高い部分82と重なっていても良く、その場合、該部分82を介してメッセージ13を視認することができる。

【0026】

また、第1実施形態におけるナプキン1は、図5, 図7に示すように、ウイング部6が、ナプキン1の長手方向(Y方向)において前端1a側に偏倚させて形成されているため、図5中Fで示す領域のY方向の長さを、図5中Mで示す領域、図5中Rで示す領域のY方向の長さよりも短く形成できる。そのため、図3に示すように、開封開始端10cの位置を、個別包装体10のY方向における中央部付近から端部までの広い範囲に自由に設定できる。このように、タブテープ14を有する個別包装体10を手で持つ場合に、タブテープ14から開封する際、タブテープ14が邪魔とならないように、開封開始端10cの位置を設定できる。

【0027】

第1実施形態の個別包装体10においては、ナプキン1又は包装シート9の長手方向(Y方向)と同方向の長さが短いコンパクトな包装体である。開封開始端10cを個別包装体10のY方向中央域に配置する観点から、後方側の折り軸Brを、図5に示すように、生理用ナプキン1の長手方向(Y方向)におけるウイング部6の位置より後方に位置させ、前方側の折り軸Bfを、生理用ナプキン1の長手方向(Y方向)におけるウイング部6の中央位置より前方に位置させてある。

後方側の折り軸Brが、図5に示すように、ウイング部6の後端6bより後方にあると、個別包装体10の開封開始端10cを制御できるだけでなく、第2剥離シート8で覆われていないウイング部分6が、表面シート2側に折られた状態から更に三つ折りされることによって起こり易くなるウイング部6の折皺発生を抑制できる。これにより、ウイング部6の装着性の低下や第2剥離シート8の製造時の剥がれ等を防止できる。前方の折り軸Bfが、ウイング部6のある中央位置(図5中Mで示す領域)より前方にあると、個別包装体10の開封性が低下し難く、ウイング部6におけるY方向中央域すなわち排泄領域に、X方向に亘る連続する折線が形成されることはなく、横漏れを誘発し難くなる。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 2 8 】

前方側の折り軸 B f は、ウイング部 6 のウイング部接着部 6 1 より前方において、ウイング部 6 の前端 6 a と重なっていることが好ましい。ウイング部 6 に折りが形成されると、接着部 6 1 を介してウイング部 6 と一体的となっている第 2 剥離シート 8 によって、生理用ナプキン 1 の表面シート 2 に折り皺が形成され難く、包装形状も安定化されやすい。なお、前方側の折り軸 B f とウイング部接着部 6 1 との間の距離 L 7 ( 図 5 参照 ) は、10 ~ 30 mm、特に 15 ~ 25 mm 程度であることが好ましい。

## 【 0 0 2 9 】

第 1 実施形態における包装シート 9 は、図 5 , 図 6 に示すように、生理用ナプキン 1 の長手方向 ( Y 方向 ) の前端 1 a 側においては、生理用ナプキン 1 の前端 1 a より外方に延出しており、生理用ナプキン 1 の長手方向 ( Y 方向 ) の後端 1 b 側においては、生理用ナプキン 1 の後端 1 b より外方に延出している。包装シート 9 の後方端 9 b が B r 軸で折り曲げた際に B r 軸を越えない場合において、生理用ナプキン 1 の後端 1 b から延出する長さ L 6 が、5 mm 以下の場合も含まれるが、包装シート 9 が生理用ナプキン 1 の後端 1 b から延出していないことが好ましい。尚、生理用ナプキン 1 の後端 1 b 側においては、後端 1 b の位置又はそれよりナプキン 1 の前方側に後端 9 b を有していてもよい。このように配することにより、前方側の折り軸 B f における折り曲げの際に、包装シート 9 が折れ曲がったり、包装シート 9 にシワやヨレが生じることが防止され、折り畳まれた包装シート 9 が部分的に多く重なることによる包装シート 9 の両側部 ( 個別包装体 10 の側方封止部 10 b ) のシール性が低下したり、第 2 剥離シート 8 と包装シート 9 との固定が不十分となったりすることが防止される。

## 【 0 0 3 0 】

また、第 1 実施形態の個別包装体 10 においては、図 5 に示すように、ウイング部接着部 6 1 の全体が後方側の折り軸 B r と前方側の折り軸 B f との間に位置している。そのため、第 2 剥離シート 8 が後方側の折り軸 B r の折加工による影響を受けず、前方側の折り軸 B f の折加工では第 2 剥離シート 8 によってウイング部 6 の前方側を抑えながら前方側の折り軸 B f が形成されるため、第 2 剥離シート 8 がウイング部接着部 6 1 から剥がれにくく、折りが整った生理用ナプキン 1 が提供できる。

## 【 0 0 3 1 】

また、第 1 実施形態の個別包装体 10 においては、図 6 に示すように、第 1 剥離シート 7 と包装シート 9 とを固定した固定部 7 2 ~ 7 4 が、ナプキン 1 の長手方向 ( Y 方向 ) に離間させて複数形成されている。固定部 7 2 ~ 7 4 は、図 6 に示すように、後方側の折り軸 B r と前方側の折り軸 B f と重ならず配されていることが、後方側の折り軸 B r と前方側の折り軸 B f を形成しやすい点から好ましい。また、図 5 に示すように、第 2 剥離シート 8 を包装シート 9 に接合する接着剤 8 1 が、前方側の折り軸 B f より前方側に位置する固定部 7 2 と重なっている。

尚、第 2 剥離シート 8 と包装シート 9 との固定は、包装シート 9 の加工時の乱れによって、固定強度が低くされる場合があるが、包装シート 9 と第 1 剥離シート 7 との固定部分では包装シート 9 の加工時の乱れがおこらないため、安定した固定強度が得られる。

## 【 0 0 3 2 】

また、第 1 実施形態においては、固定部 7 2 ~ 7 4 は、図 6 に示すように、前方側の折り軸 B f 及び後方側の折り軸 B r によって画成される図 5 中の部分 F , M 及び R にそれぞれ形成されている。このように固定部 7 2 ~ 7 4 が配されていることにより、生理用ナプキン 1、包装シート 9 及び第 1 剥離シート 7 の 3 つ折り形状が安定化する。

## 【 0 0 3 3 】

また、第 2 剥離シート 8 における、前方側の折り軸 B f によって折り返された部分 8 2 の長さ L 8 ( 図 5 参照 ) は、生理用ナプキン 1 の長手方向 ( Y 方向 ) と同方向における第 2 剥離シート 8 の接着剤 8 1 の後方側の位置からウイング部接着部 6 1 の前方側の端部までの長さ L 9 ( 図 5 参照 ) の 30 % 以上、特に 40 ~ 60 % であることが、製造時に、第 2 剥離シート 8 がウイング部接着部 6 1 から剥がれることや第 2 剥離シート 8 の折りの安

10

20

30

40

50

定の点から好ましく、包装シート9の後端9bが、生理用ナプキン1の後端1bの位置又はそれより前方に位置している場合であっても、第2剥離シート8の折りが安定することによって包装シート9の外面との固定を安定して行うことができる。

【0034】

個別包装体10を収容するパッケージ11は、可撓性を有するシートから形成されたものである。パッケージ11は、第1実施形態においては、図1に示すように、図1中のZ方向に長い直方体形状のものである。図1中のZ方向は、複数個の個別包装体10を重ねる方向、言い換えれば、生理用ナプキン1の厚み方向と同方向であり、図1中のX方向は、個別包装体10の長手方向（生理用ナプキン1の幅方向）と同方向であり、図1中のY方向は、個別包装体10の幅方向（生理用ナプキン1の長手方向）と同方向である。

10

【0035】

パッケージ11は、パッケージ11の外面に、使用者が認識可能な表示111と、パッケージ11の内部を視認可能な透明な第1窓部112とを有している。詳述すると、第1実施形態のパッケージ11は、図1に示すように、X方向に対向する一対の対向面11a（天面）、11a'（底面）と、Y方向に対向する一対の対向面11b（正面）、11b'（背面）と、Z方向に対向する一対の対向面11c（第1側面）、11c'（第2側面）からなる六面体である。図1、図2に示すように、第1実施形態においては、表示111は、パッケージ11の正面11bに形成されており、第1窓部112は、第1側面11cに形成されている。パッケージ11は、透明な第1窓部112及び後述する透明な第2窓部113以外は、色付けされている。

20

【0036】

表示111は、使用者が認識可能な文字であり、例えば、図1、図2に示すように、第1実施形態の表示111においては、「ラッキー記号つき」という表現の文字情報である。表示111は、使用者が認識できるように、パッケージ11のZ方向の長さの10%以上の長さで形成されていることが好ましく、20%以上の長さで形成されていることが更に好ましい。表示111は、第1実施形態のように、使用者が真っ先に認識できるように、面積の最も広い正面11bに形成されていることが好ましい。

【0037】

第1窓部112は、パッケージ11の内部に個別包装体10が配された後、上述した、個別包装体10の外面10aに形成された図柄12が見えるよう形成されたものであり、第1実施形態においては、第1側面11cに、X方向に長い長方形に形成されている。第1窓部112は、個別包装体10の図柄12が認識できるように、パッケージ11のX方向の長さの80%以上の長さで形成されていることが好ましく、95%以上の長さで形成されていることが更に好ましい。第1窓部112は、個別包装体10の図柄12が見え易い観点から、パッケージ11を構成する材料の透明度Tpが、50以上であることが好ましく、80以上であることが更に好ましい。透明度Tpは、以下に示す方法により算出することができる。

30

【0038】

< 透明度Tpの算出 >

測定は、ハンディ型分光色差計（日本電色工業（株）製、型式：NF333、先端径8mm、光源C/2）を使用して、以下の手順でおこなう。パッケージ11の第1窓部112をカットしてパッケージ11から取り出し、取り出したサンプルを測定サンプルとする。測定サンプルを固定前の円孔プレート固定状態で、ペンタイプセンサー（装置付属のターゲットプレートを使用、使用により測定位置を決定し易い）に装置付属の標準黒色板を当て、その状態での該部分のL\*値を3回測定し、その平均値を背黒色明度Lbとした。同様に、装置付属の標準白色板を当て、その状態での該部分のL\*値を3回測定し、その平均値を背白色明度Lwとした。次いで、測定サンプル（包装構造体を形成する材料）を標準黒色板上で3回測定し、得られたL\*値を黒色測定値L0とし、下記の式1により透明度Tpを算出した。

40

$$T_p = (L_w - L_0) / (L_w - L_b) \times 100 \dots (式1)$$

50



## 【 0 0 3 9 】

第1実施形態のパッケージ11は、図1に示すように、第1窓部112の近傍に、開封要素114を有している。開封要素114は、後述するように、包装構造体100を開封する為のものであり、開封要素114としては、図1に示すミシン目や、タブテープ等を用いることができる。特に、開封要素114としてミシン目を用いる場合には、見栄えの観点から、透明な第1窓部112上に配すること無く、透明な第1窓部112の近傍の色付けされた面上に配されていることが好ましい。第1実施形態の開封要素114（ミシン目）は、図1に示すように、第1側面11cにおける第1窓部112を除く領域であって、第1窓部112の近傍に、X方向に直線状に形成されている。

## 【 0 0 4 0 】

更に、第1実施形態のパッケージ11は、図1に示すように、パッケージ11の内部を視認可能な透明な第2窓部113を更に有している。第2窓部113は、後述するように、パッケージ11の内部の個別包装体10の有無を確認する為のものであり、第1実施形態においては、正面11bに、Z方向に長い形状で形成されている。第2窓部113は、個別包装体10の有無が認識できるように、パッケージ11のZ方向の長さの80%以上の長さで形成されていることが好ましく、90%以上の長さで形成されていることが更に好ましい。第2窓部113は、個別包装体10が見え易い観点から、パッケージ11を構成する材料の透明度Tpが、50以上であることが好ましく、80以上であることが更に好ましい。透明度Tpは、上述した方法により算出することができる。

## 【 0 0 4 1 】

吸収性物品（生理用ナプキン）の包装構造体100は、図1に示すように、パッケージ11の透明な第1窓部112を通して、個別包装体10の図柄12が視認できるように、生理用ナプキン1の個別包装体10をパッケージ11に収容して形成されている。第1実施形態の包装構造体100は、複数個の個別包装体10を有し、図1に示すように、パッケージ11の一对の対向面11c（第1側面）、11c'（第2側面）同士の間、5個～40個の個別包装体10を一体的に圧縮した状態で収容して形成されている。収容される複数個の個別包装体10は、各個別包装体10の図柄12が同じ方向（第1実施形態においては第1側面11c側）に向くように重ね合わされている。このように形成されているため、包装構造体100は、図1に示すように、パッケージ11の透明な第1窓部112を通して、個別包装体10の図柄12が視認できる。また、第1実施形態の包装構造体100は、開封要素114（ミシン目）から開封されて、個別包装体10が取り出される。また、第1実施形態の包装構造体100は、図1、図2に示すように、パッケージ11の透明な第2窓部113を通して、個別包装体10の残数が認識できる。

## 【 0 0 4 2 】

第1実施形態の包装構造体100の形成材料について説明する。

個別包装体10を収容するパッケージ11を形成する可撓性を有するシートとしては、通常、吸収性物品のパッケージに用いられるものであれば、特に制限なく用いることができ、例えば、ポリエチレン、ポリプロピレン等の複合フィルム材料を用いることができる。パッケージ11の表示111は、印刷を施したり、印刷された別材を接着したりすることにより形成することができる。

## 【 0 0 4 3 】

個別包装体10における生理用ナプキン1を包む包装シート9としては、生理用ナプキン等の吸収性物品の個別包装体10に、従来用いられているものを特に制限なく用いることができる。例えば、包装シート9としては、樹脂フィルムや不織布等を用いることができ、適宜選択して用いることができるが、滑らかさや、シート強度、耐液性（ホットメルトの染みだし抵抗性）の点からは、スパンボンド不織布（S）とメルトブロー不織布（M）との複合不織布（SM、SMS等）が好ましく、柔軟性の観点からは、バインダー繊維によるエアスルー不織布が好ましい。包装シート9に直接鮮明な印刷をおこなう観点からは、フィルム材料またはフィルムと不織布のラミネート構造も好ましく用いられる。

## 【 0 0 4 4 】

上述した個別包装体 10 に形成される図柄 12 及びメッセージ 13 は、包装シート 9 に印刷や刺繍を施したり、既に印刷された別材を接着したりすることにより形成することができる。図柄 12 及びメッセージ 13 は、包装シート 9 における配置位置が変わっていることから、同じ形状や色彩であってもよいが、互いの関連性を高めるには、例えば、図柄 12 の印刷を互いに異ならせ、メッセージ 13 に図柄 12 と関連する図形等を使用したり、同じ色彩や同じ色調の色を一部に使用したり、各々の印刷の間を離間したりすることが好ましい。メッセージ 13 を、同調効果を促進して遮蔽する観点からは、同じ色彩や同じ色調の色を使用したり、メッセージ 13 を図柄 12 により遮蔽したりする観点からは、図柄 12 の色を濃く、メッセージ 13 の色を淡くすることが好ましい。

#### 【0045】

第 1 及び第 2 剥離シート 7, 8 としては、それぞれ、樹脂フィルムや不織布（特にスパンボンド系の不織布）からなる基材シートの剥離処理を施したものをを用いることができる。剥離処理としては、例えばシリコン系樹脂、フッ素系樹脂、または四フッ化エチレン系樹脂などの離型処理液等を、塗工するかスプレー塗布し表面に薄い被膜を形成する方法、さらに紫外線照射や熱処理により剥離被膜を安定化させる方法等を挙げることができる。第 1 剥離シート 7 と第 2 剥離シート 8 とで基材シートの種類や剥離処理が同じであっても異なっても良い。第 1 及び第 2 剥離シート 7, 8 は、ウイング部接着部 61 又は本体接着部 51 に当接される面が剥離処理面である一方、それとは反対側の面は、包装材との固定を安定させる観点から剥離処理されていない非剥離処理面であることが好ましい。

#### 【0046】

生理用ナプキン 1 を構成する表面シート 2、裏面シート 3、吸収体 4 としては、それぞれ、通常、使い捨ておむつ等の吸収性物品に用いられるものであれば、特に制限なく用いることができる。例えば、表面シート 2 としては、親水性且つ液透過性の不織布等を用いることができ、裏面シート 3 としては、液不透過性又は撥水性の樹脂フィルムや樹脂フィルムと不織布の積層体等を用いることができる。吸収体 4 としては、吸収性ポリマーの粒子及び繊維材料から構成され、ティッシュペーパー（図示せず）によって被覆されているものを用いることができる。

#### 【0047】

ウイング部接着部 61 及び本体接着部 51 形成用の接着剤としては、それぞれ、生理用ナプキン等の吸収性物品の接着部形成用に従来用いられている各種の接着剤を特に制限なく用いることができ、ウイング部接着部 61 と本体接着部 51 とで、接着剤の種類が同一であっても異なっても良い。

#### 【0048】

上述した本発明の第 1 施形態の包装構造体 100 を使用した際の作用効果について説明する。

第 1 施形態の包装構造体 100 は、図 1 に示すように、生理用ナプキン 1 の個別包装体 10 をパッケージ 11 に収容して形成され、個別包装体 10 の外面に、使用者が選択可能な図柄 12 を有しており、パッケージ 11 は、その外面に、使用者が認識可能な表示 111 と、その内部を視認可能な透明な第 1 窓部 112 とを有している。第 1 施形態の包装構造体 100 は、図 1 に示すように、パッケージ 11 の透明な第 1 窓部 112 を通して、個別包装体 10 の図柄 12 が視認できる。第 1 施形態の包装構造体 100 は、図 1 に示すように、パッケージ 11 の表示 111 と、個別包装体 10 の図柄 12 とが関連性を有している。その為、見る者に嗜好性による感情的な効果を与え、生理用ナプキン 1 の使用前の憂鬱な気分を更に軽減することができる。

#### 【0049】

憂鬱な気分を軽減するとの効果について更に説明すると、生理用ナプキン 1 の使用者は、先ず、包装構造体 100 を形成するパッケージ 11 の最も面積の広い正面 11b の「ラッキー記号つき」との文字情報である表示 111 を認識する。この文字情報である表示 111 から、使用者は、包装構造体 100 に何らかの記号が記載されていることを認識し、第 1 窓部 112 を通して見える図柄 12 に気づき、表示 111 と図柄 12 とが関連性を有

10

20

30

40

50

することを認識する。このように、図柄 12 を選ぶという行為により、楽しみが得られ、生理用ナプキン 1 の使用前の憂鬱な気分を軽減することができる。

【0050】

また、第 1 施形態の包装構造体 100 から取り出した個別包装体 10 は、図 4 に示すように、図柄 12 と、更に、折り畳むことにより遮蔽されたメッセージ 13 を有している。生理用ナプキン 1 の使用者は、上述したように、「ラッキー記号つき」との表示 111 から、図柄 12 に気づいた後、個別包装体 10 を開封し、遮蔽されていたメッセージ 13 を見ることとなる。ここで、例えば、ハート柄の 4 個の図柄 12 と、開封前に図柄 12 と重なっていたアルファベット文字 (A, C, E, Z) であるメッセージ 13 とは、外見こそ互いに異なるものの、生理用ナプキン 1 の使用者が個別包装体 10 の開封開始端 10c からめくるだけで視線を変えずに図柄 12 とメッセージ 13 とを見ることができ、使用者によって容易且つ自然に関連付けられる。各図柄 12 と各メッセージ 13 とが 1 対 1 で重なって設けられていることにより、図柄 12 における個々の図柄に対応する選択結果として、重なって設けられたメッセージ 13 が機能し得る。各図柄 12 と各メッセージ 13 とが、図柄とその選択結果という関係にあると、個別包装体 10 の所定箇所に何らかの情報が単に表示されているだけの場合に比して、個別包装体 10 を開封する楽しみがより大きく且つ確実に得られるようになり、使用者の生理用ナプキン 1 使用前の憂鬱な気分を更に軽減することが可能となる。

10

【0051】

次に、本発明の第 2 実施形態の包装構造体 100' について、図 9 に基づいて説明する

20

第 2 実施形態の包装構造体 100' については、第 1 実施形態の包装構造体 100 と異なる点について説明する。特に説明しない点は、第 1 実施形態の包装構造体 100 と同様であり、第 1 実施形態の包装構造体 100 の説明が適宜適用される。

【0052】

第 2 実施形態の包装構造体 100' は、図 9 に示すように、構成材料であるパッケージ 11' の外面に、使用者が認識可能な情報 115 を更に有している点が、第 1 実施形態の包装構造体 100 の構成材料であるパッケージ 11 と異なる。

【0053】

パッケージ 11' は、パッケージ 11 の外面に、使用者が認識可能な表示 111 以外に更に情報 115 を有しており、第 2 実施形態においては、情報 115 は、使用者が認識可能な文字であり、例えば、憂鬱になりがちな生理期間中もぐっすり寝られるアドバイスや、もっとハッピーな気分になるアドバイスや、占い等の文字情報である。

30

【0054】

第 2 実施形態のように、パッケージ 11 の外面に上述のような文字情報である情報 115 を有する場合には、個別包装体 10 のメッセージ 13 には、情報 115 以外の文字情報、複数個の図形 (イラスト)、複数個の色彩違いの図形等が用いられる。パッケージ 11 の情報 115 は、個別包装体 10 のメッセージ 13 に対応する個数分が配されていることが好ましい。各情報 115 は、使用者が認識できるように、パッケージ 11 の Z 方向の長さの 60% 以上の長さで形成されていることが好ましい。情報 115 は、第 1 実施形態のように、パッケージ 11 の表示 111 や、個別包装体 10 の図柄 12 の見えるパッケージ 11 の第 1 窓部 112 の配された面と、異なる面に配されていることが好ましく、第 2 実施形態においては、パッケージ 11 の背面 11b' に形成されている。

40

【0055】

第 2 実施形態の包装構造体 100' の形成材料について説明する。第 2 実施形態の包装構造体 100' については、第 1 実施形態の包装構造体 100 の形成材料と同様である。パッケージ 11 の情報 115 は、パッケージ 11 の表示 111 同様に、印刷を施したり、印刷された別材を接着したりすることにより形成することができる。

【0056】

上述した本発明の第 2 実施形態の包装構造体 100' を使用した際の作用効果について

50

説明する。第2実施形態の包装構造体100'の効果については、第1実施形態の包装構造体100の効果と異なる点について説明する。特に説明しない点は、第1実施形態の包装構造体100の効果と同様であり、第1実施形態の包装構造体100の効果の説明が適宜適用される。

【0057】

個別包装体10においてメッセージ13を記載する範囲に比べ、パッケージ11の背面11b'に配される情報115を記載する範囲は広いと、更に使用者に有意義な情報を提供することができる。第1実施形態の包装構造体100と同様に、生理用ナプキン1の使用者は、パッケージ11の「ラッキー記号つき」との表示111から、図柄12の何れかを選択し、個別包装体10を開封する際に、選択した図柄12に重なる位置に配されたメッセージ13を得る。例えば、使用者が、4個のアルファベット文字(A, C, E, Z)であるメッセージ13から、アルファベット文字「A」を得た場合には、その「A」に対応する、パッケージ11に記載の有意義な情報115を使用者は得ることができ、生理用ナプキン1を使用する楽しみが得られ、使用者の生理用ナプキン1使用前の憂鬱な気分を更に軽減することが可能となる。

10

【0058】

本発明の包装構造体は、上述の第1, 第2実施形態の包装構造体100, 100'に何ら制限されるものではなく、適宜変更可能である。

【0059】

例えば、上述の第1, 第2実施形態の包装構造体100, 100'においては、図3, 図5に示すように、個別包装体10は、生理用ナプキン1と包装シート9とを共に、長手方向(Y方向)に三つ折りに折り畳むことにより形成されているが、四つ折りに折り畳むことにより形成されていてもよい。四つ折りに折り畳まれて個別包装体10が形成される場合も、三つ折りに折り畳まれて個別包装体10が形成される場合と同様に、その外面に、図柄12を有し、四つ折りに折り畳むことにより遮蔽された位置であって、各図柄12と重なる位置にメッセージ13を有していることが好ましい。

20

【0060】

また、上述の第1, 第2実施形態の包装構造体100, 100'においては、それを構成する個別包装体10は、メッセージ13を有しているが、有していなくてもよい。

【0061】

また、上述の第1, 第2実施形態の包装構造体100, 100'においては、それを構成する個別包装体10は、包装シート9の外面に図柄12及びメッセージ13を配しているが、裏面シート3の外面に配していてもよい。

30

【0062】

上述の第1, 第2実施形態の包装構造体100, 100'を構成する個別包装体10の有する図柄12及びメッセージ13は、図形と文字の組み合わせから形成されていてもよく、図形同士、文字同士の組み合わせやその複合、さらには、色彩より与えられる情報(例えば風水による色)、占いにおける記号を用いる事で付加的な情報を与える事もできる。

【0063】

本発明における吸収性物品は、生理用ナプキンの他、パンティライナー(おりものシート)、失禁パッド等の他の吸収性物品であってもよい。

40

【符号の説明】

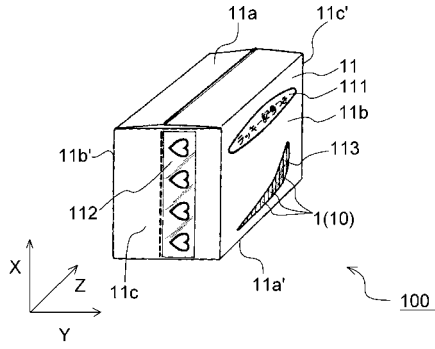
【0064】

- 1 生理用ナプキン(吸収性物品)
  - 1 a 前端, 1 b 後端
- 2 表面シート
  - 2 a 中央シート, 2 b 側部シート
- 3 裏面シート
- 4 吸収体

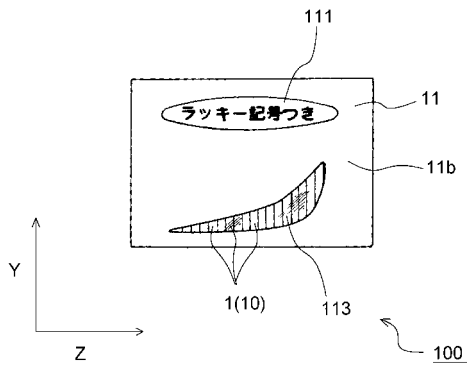
50

5	本体	
5 1	本体接着部	
6	ウイング部	
6 a	前端, 6 b 後端	
6 1	ウイング部接着部	
7	第1剥離シート	
7 1	接着剤	
7 2 ~ 7 4	固定部	
8	第2剥離シート	
8 1	接着剤	10
8 2	折り返される(た)部分	
8 3	固定部	
9	包装シート	
9 a	前方端, 9 b 後方端	
B r	後方側の折り軸	
B f	前方側の折り軸	
1 0	生理用ナプキン1の個別包装体	
1 0 a	外面	
1 0 b	側方封止部	
1 0 c	開封開始端	20
1 1, 1 1'	パッケージ	
1 1 1	表示	
1 1 2	第1窓部	
1 1 3	第2窓部	
1 1 4	開封要素	
1 1 5	情報	
1 2	図柄	
1 3	メッセージ	
1 4	タブテープ	
1 0 0, 1 0 0'	包装構造体	30

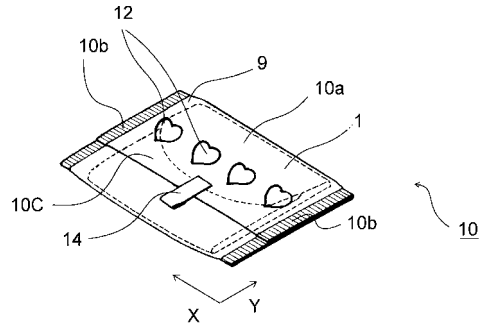
【図1】



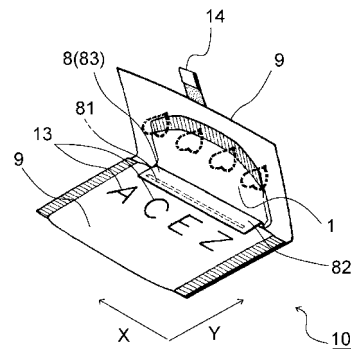
【図2】



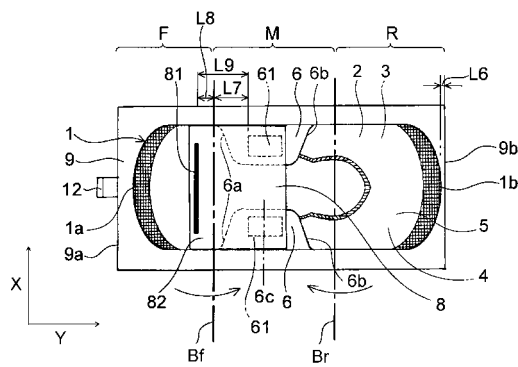
【図3】



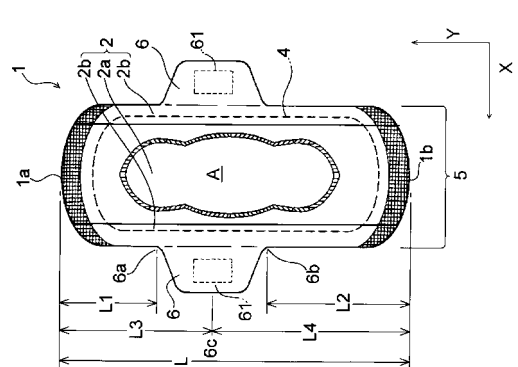
【図4】



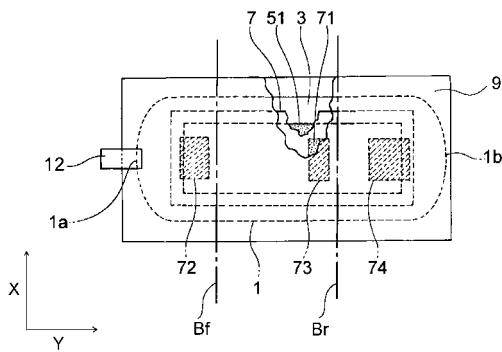
【図5】



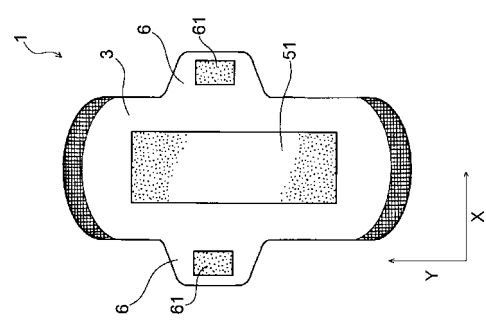
【図7】



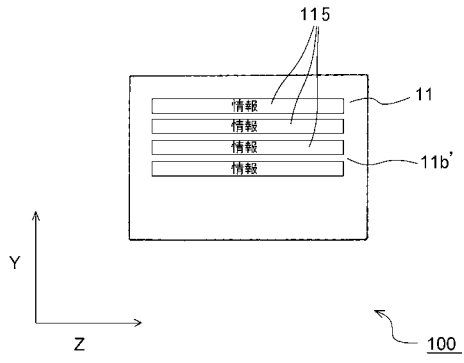
【図6】



【図8】



【図 9】



## フロントページの続き

- (72)発明者 小西 真砂子  
東京都中央区日本橋茅場町1丁目14番10号 花王株式会社内
- (72)発明者 廣瀬 祐一  
栃木県芳賀郡市貝町赤羽2606 花王株式会社研究所内
- (72)発明者 長原 進介  
栃木県芳賀郡市貝町赤羽2606 花王株式会社研究所内

審査官 種子島 貴裕

- (56)参考文献 特表2008-522770(JP,A)  
特開2005-329106(JP,A)  
特開2005-335791(JP,A)  
特表2006-526550(JP,A)  
特表2009-518158(JP,A)  
特表2010-523424(JP,A)  
国際公開第2008/132648(WO,A1)  
特開2004-537474(JP,A)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)  
B65D 77/04  
A61F 5/44